

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第66回）

中国における創造性判断  
～先行審決を考慮した創造性判断～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

中国では創造性（日本の進歩性に相当）に関し、以下の通り規定している。

創造性とは、公知技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう（専利法第22条第2項）。

無効審判においては創造性を理由とする争いが多く、本事件における特許に対しても複数回無効審判が請求され、複数回創造性ありと判断されていたが、本事件では審判部及び北京知識産権法院共に創造性なしと判断した。

最高人民法院は、実現しようとする目的は先行技術と同一であるものの、具体的な実現手段が相違し、また既に下された過去の審決における判断基準との一貫性をも欠くことから、創造性なしとした審判部の決定<sup>1</sup>及び第一審判決<sup>2</sup>を取り消した<sup>3</sup>。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

「磁気反発型浮上装置」と称する本発明特許CN100544183（183特許）は2006年3月17日に出願され、2009年9月23日に登録された。183特許の争点となった請求項1は以下のとおりである。

1.磁気反発型浮上装置において、

磁性ベース及び浮上体を含み、前記浮上体は単一の永磁性浮上体であり、動作状態下で、その重力は、前記磁性ベース及び前記磁性浮上体との間に発生する磁気反発力によりバランスがとられており、それにより前記ベース上方の予め定められた基準位置に浮上し、前記磁性浮上体は、浮上時の下磁性端が単一磁性を有し、

前記ベースは、

環形永磁鉄及び／または環形に配列された複数の永磁鉄を備え、

基本的に水平に前記ベース内に設置され、その上環形表面の磁性と前記磁性浮上体の前記下磁性端の磁性は相反し、それにより前記磁性浮上体が前記基準位置に浮上することができ、

浮上体水平運動制御装置を備え、

1 国家知識産権局 決定第585240号

2 北京知識産権法院2025年9月16日判決（2025）京73行初13564号

3 2026年2月24日最高人民法院判決（2025）最高法知行終959号